

研究機関で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

(1) 雇用環境

海洋研究開発機構（以下、機構）で雇用されるPD等の待遇は、機構のポストドクトラル研究員と同等とし、ポストドクトラル研究員就業規程およびポストドクトラル研究員給与支給細則による。機構におけるPD等の雇用期間はPD・RPDは最長3年間、CPDは最長5年間（PD採用期間を含む）を確保することとし、資金によらずPD等の給与水準は職務内容等に応じた適正な処遇を確保する。勤務体系は、機構における他の研究職員と同様に専門業務型裁量労働制を適用することとし、PD等が機構の一員として、心身ともに健康な状態を保ちその能力を十分に発揮できるよう、労働時間の状況の把握をはじめ労務管理・健康管理を行う。

(2) 研究環境

機構においては「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、ポストドクトラル研究員が従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とする。また、これとは別に科学研究費補助金等の外部資金への応募も奨励しており、採択された場合のエフォートの充当に関して機構の財源から支出することができるなど、柔軟な対応を可能とすることで、自由な発想で自律的な研究を進められる環境を整備する。更に、機構はPD等に対し無人探査機、有人潜水船、観測船及び計算機等の大型研究プラットフォームをはじめとして、研究に必要な設備やデータを提供するとともに、国内外の学会や研究の発展に資するプログラムへの参加や国内外の研究者との連携および共同研究を奨励する。

(3) キャリア開発の支援

PD等の自らの発意に基づく教育訓練等を含む能力開発やキャリア形成の充実を図り、研究成果を社会に還元できる研究者の育成を目指す。初任者研修をはじめとする機構職員として必要な研修や、研究者として研究活動を実施するうえで必要な研究費不正防止、研究倫理教育研修などについては、他の職員と同様に受講を促す。また、他機関の公募情報の機構内周知を実施する。

(4) 女性研究者の育成方針

採用期間中の出産・育児等のライフイベントと研究活動との両立支援の充実を図る。また、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの各種ハラスメントの防止や、苦情処理体制の整備に取り組む。ジェンダーやライフイベントの有無にかかわらず、公正かつ平等に評価される研究環境を整備し、差別やハラスメントの撤廃、柔軟な働き方や支援制度の導入を検討する。